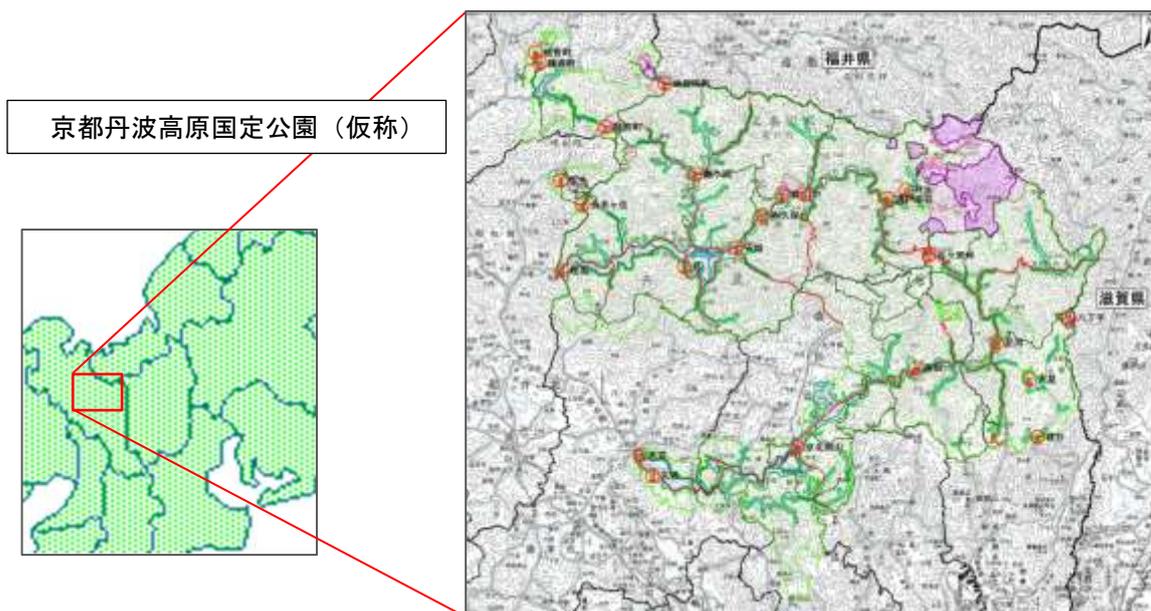


京都丹波高原国定公園（仮称）の指定及び公園計画の決定案の概要

1. 背景

本地域は、京都府中央部に位置し、中・低起伏の山地を主体とする地域であり、地域内のほぼ中央部を東西に中央分水界が通り、北側は由良川水系の上中流域に、南側の大部分は桂川水系の上中流域に属しております。日本海側と太平洋側との移行部の気候帯に位置する芦生地域には、アシウスギをはじめ、ブナ、ミズナラ等の原生的な自然林が、冷温帯に属する自然林としては西日本屈指の規模で分布するとともに南方系と北方系の植物や昆虫類が生育・生息しています。また、比較的自然性の高い二次林の分布、自然性が高く多様な河川景観を有する等、本地域は豊かな生態系が形成されています。

平成 22 年 10 月に公表された国立・国定公園総点検事業において、国定公園の新規指定候補地と評価されたことも踏まえつつ、これまで京都府を中心に知見の集積等を行い、自然資源の評価を行った結果、本地域は、森林生態系や河川生態系等の多様な生態系が文化的景観と相まって雄大で美しい景観を有し、傑出性が高い風景地といえることから、本地域を国定公園として新規に指定するものです。



京都丹波高原国定公園（仮称）

2. 指定理由・公園計画の基本方針等

風景形式：スギやブナなどの原生的な自然林及びそれに隣接する比較的自然性の高い二次林におり形成される森林生態系、希少かつ多様な魚類を育む河川生態系等の多様な生態系

テーマ：森の京都～森・川・里に守り継ぐ自然と文化

基本方針：本公園のテーマの具体化を図り、適切な保護と利用を推進するため、保護規制計画、利用施設計画、生態系維持回復計画を設定する。

3. 公園区域

原生的な自然林や比較的自然的性の高い二次林が分布する地域、多様な河川環境を有する地域や希少な昆虫類が成育する地域を中心に、これらと一体となった文化的景観を有する地域を公園区域とする。

4. 保護規制計画

第1種特別地域：アシウスギの原生的な自然林や、近畿地方では分布が限られているブナ林やモミーツガ林、高層湿原、希少な野生生物の生育・生息地となっている地域を第1種特別地域として風致の保護を図る。

第2種特別地域：二次林ではあるが人為的管理頻度が低く、比較的自然的性の高い植生があるなど、良好な地形、森林、文化的景観等、保全上重要な地域や第1種特別地域と一体をなす森林地域を第2種特別地域として風致の維持を図る。

第3種特別地域：第1種特別地域、第2種特別地域と一体をなす森林地域や歴史的に形成されてきた文化的景観を有する地域、林業活動が行われている地域等を第3種特別地域として風致の維持を図る。

普通地域：特別地域の風致と一体となっている集落地、農地等を普通地域として風景の保護を図る。

5. 利用施設計画

(単独施設)

園地：24箇所

(道路)

車道：10路線

歩道：27路線

6. 生態系維持回復計画

1箇所(※国定公園全域とする)

7. 参考(公園面積)

・陸域	68,851ha
第1種特別地域	2,485ha
第2種特別地域	1,850ha
第3種特別地域	56,153ha
普通地域	8,363ha